

1. 化学品及び会社情報

製品名 : HSプライマー

会社 : タキロンシーアイ株式会社

住所 : 〒671-2421
兵庫県姫路市安富町長野 405

担当部門 : 安富工場 技術グループ

電話(緊急連絡先) : 0790-66-2285

ファックス : 0790-66-2378

作成日 : 2008年8月1日

改訂日 : 2018年2月1日

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分 2

健康に対する有害性

急性毒性(吸入) : 区分 4

眼に対する重篤な損傷性又は眼 : 区分 2

刺激性

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分 3(気道刺激性)

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分 3(麻酔作用)

(注)記載なき GHS 分類区分 : 該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

GHSラベル要素



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

: 引火性の高い液体及び蒸気
吸入すると有害(気体、蒸気、粉じん及びミスト)
強い眼刺激
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ

有害性

: 有機溶剤中毒を起こす恐れがある。

物理的及び化学的危険性

: 非常に燃えやすい液体である。
蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学的特定名 : ウレタン系下塗り剤

成分名	含有量(%)	CAS No.	化審法番号
ウレタンプレポリマー	20-30	非公開/未登録	非公開/未登録
アクリル樹脂	1-5	非公開/未登録	非公開/未登録
酢酸エチル	60-70	141-78-6	(2)-726
酢酸n-ブチル	1-5	123-86-4	(2)-731

注記:これらの値は、製品規格値ではありません。

安衛法「表示すべき有害物」該当成分 : 酢酸エチル, 酢酸 n-ブチル

安衛法「通知すべき有害物」該当成分 : 酢酸エチル, 酢酸 n-ブチル

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 皮膚(又は髪)に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
気分が悪いときは医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

- 消火剤
- 適切な消火剤 : 火災の場合は泡、粉末、炭酸ガスを使用すること。
- 消火を行う者への勧告
- 特有の消火方法 : 関係者以外は安全な場所に退去させる。
- 消火を行う者の保護 : 防火服/防炎服/耐火服を着用すること。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具 : 関係者以外は近づけない。
及び緊急時措置 : 回収が終わるまで十分な換気を行う。
適切な保護具を着用する。
皮膚に触れたり眼に入らないように、不浸透性手袋などの保護具を着用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- 取扱者のばく露防止 : 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- 火災・爆発の防止 : 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
容器を接地しアースをとること。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。

安全取扱注意事項

- : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
保護手袋及び保護面を着用すること。

配合禁忌等、安全な保管条件

適切な保管条件

- : 換気の良いところで保管すること。涼しいところに置くこと。
施錠して保管すること。
直射日光を避け容器を密閉し5から35℃で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

- | | | | |
|------|---|---------|---|
| 管理濃度 | : | 酢酸n-ブチル | 作業環境評価基準(2012) <= 150 ppm |
| | | 酢酸エチル | 作業環境評価基準(2004) <= 200 ppm |
| 許容濃度 | : | 酢酸n-ブチル | 日本産衛学会(1994) 100ppm; 475mg/m ³ |
| | | 酢酸エチル | 日本産衛学会(1995) 200ppm; 720mg/m ³ |
| | | 酢酸n-ブチル | ACGIH(1995) TWA: (150ppm)
STEL: (200ppm) (眼および上気道刺激) |
| | | 酢酸エチル | ACGIH(1979) TWA: 400ppm
(上気道および眼刺激) |

ばく露防止

保護具

- 呼吸用保護具 : 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。
- 手の保護具 : 保護手袋を着用する。
- 眼の保護具 : 保護眼鏡/顔面保護具を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 保護衣を着用する。
- 衛生対策 : 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理的状態

形状	: 粘稠液体
色	: 無色
臭い	: 溶剤臭
初留点/沸点	: 77°C (酢酸エチル)
引火点	: -4°C (酢酸エチル)
爆発特性	: 引火又は爆発範囲
下限	: 2.2 (酢酸ブチル)
上限	: 9 (酢酸エチル、酢酸ブチル)
比重/密度	: 0.98g/cm ³

10. 安定性及び反応性

化学的安定性 : 通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

11. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

急性毒性

急性毒性(吸入)	: [日本公表根拠データ]
酢酸n-ブチル	vapor : rat LC50=2000 ppm (ACGIH, 2001)
酢酸エチル	vapor : rat LC50=13856 ppm/4hr (ACGIH, 2001)

労働基準法 : 疾病化学物質 酢酸 n-ブチル; 酢酸エチル

局所効果

眼に対する重篤な損傷・刺激性	: [日本公表根拠データ]
酢酸n-ブチル	ラビット 7日目まで回復 (ECETOC TR48(2), 1998)
酢酸エチル	ラビット Draize test MMAS=15.0 (ECETOC TR48, 1998)

短期ばく露による即時影響、長期ばく露による遅延/慢性影響

特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 区分2
	[日本公表根拠データ]
酢酸n-ブチル	呼吸器、中枢神経系 (ACGIH, 2001; PATTY 5th, 2001)
	区分3 (気道刺激性)
	[日本公表根拠データ]
酢酸エチル	気道刺激性 (ACGIH, 2001)
	区分3 (麻酔作用)
	[日本公表根拠データ]
酢酸エチル	麻酔作用 (ACGIH, 2001)

12. 環境影響情報

生態毒性

水生毒性

水生毒性(急性)成分データ	:	[日本公表根拠データ]
		酢酸n-ブチル
		魚類(ファットヘッドミノー) 96hr LC50 = 18 mg/L (CICAD 64, 2005)
		酢酸エチル
		甲殻類(オオミジンコ) LC50 = 2,500mg/L/24hr (SIDS, 2008)
水溶解度	:	酢酸n-ブチル 0.7 g/100 ml (20 C) (ICSC, 2003)
		酢酸エチル 8 g/100 ml (PHYSPROP Database, 2009)
残留性・分解性	:	酢酸n-ブチル BODIによる分解度: 98% (IUCLID, 2000)
生態蓄積性	:	酢酸n-ブチル log Pow=1.78 (PHYSPROP Database, 2005)
		酢酸エチル log Pow=0.73 (ICSC, 2014)

13. 廃棄上の注意

廃棄物の処理方法	:	内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の分類では、特別管理産業廃棄物の廃油と廃プラスチック類の混合物で、その処理については認可を受けた専門の処理業者に委託する。使い切った後の容器は、接着剤が乾燥固化していれば、産業廃棄物の金属くずと廃プラスチック類の混合物になる。
----------	---	--

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類	:	
番号	:	1993
品名(国連輸送名)	:	その他の引火性液体、N.O.S.
国連分類	:	3
(輸送における危険有害性クラス)	:	
容器等級	:	II
指針番号	:	128
特別規定番号	:	274; A3
MARPOL 条約附属書 II	:	有害液体物質(Y類)
改訂有害液体物質及び IBC コード	:	酢酸n-ブチル 有害液体物質(Z類) 酢酸エチル

15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令
毒物及び劇物取締法に該当しない。

労働安全衛生法	:	有機則 第2種有機溶剤等 名称表示危険/有害物(令18条) 別表第1 危険物 (第1条、第6条、第15条関係) 危険物・引火性の物 (-30°C ≤ 引火点 < 0°C) 名称通知危険/有害物(第57条の2、令第18条の2別表9) 酢酸エチル; 酢酸n-ブチル
消防法	:	第4類 引火性液体第1石油類非水溶性液体 危険等級 II
悪臭防止法	:	酢酸エチル
船舶安全法	:	引火性液体類 分類 3
航空法	:	引火性液体 分類3
水質汚濁防止法	:	指定物質 酢酸エチル

16. その他の情報

ホルムアルデヒド基準:(日本シーリング材工業会)ホルムアルデヒド汚染対策のための自主管理規定
JSIA 837002 F☆☆☆☆

参考文献

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 18th edit., 2013 UN
2012 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK(US DOT)
2015 TLVs and BEIs. (ACGIH)
<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>
JIS Z 7253 (2012年)

責任の限定について

ここに記載されたデータは最新の知識および経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。

十分な情報が得られなかった成分については、全ての項目を分類できないとしております。

2016年6月1日改正の労働安全衛生法に即して作成されたものです、ただし、有害性情報につきましては、現時点における弊社の最善の知識をもって、通常可能な範囲で調査した結果に基づくものです。

2016年6月1日以降、変更の可能性がある場合には、最新の情報に基づき作成する予定にしております。